

【資料 2】

新たな地域医療構想策定に係るデータ分析等支援業務委託仕様書

1. 業務名

新たな地域医療構想策定に係るデータ分析等支援業務委託

2. 業務目的

本委託業務は、新たな地域医療構想の策定にあたり、2040年を見据えた医療提供体制を検討する上で必要となる、データに基づいた専門的な分析・評価等を行い、これらの分析・評価結果等を論理的かつ視覚的に整理し、地域医療構想調整会議に提示することで、地域における将来の医療提供体制のあるべき姿について合意形成を進めるほか、地域医療構想の策定を支援する地域医療構想アドバイザーが行う業務を専門的・技術的な立場から支援することを目的とする。

3. 業務内容

次の（１）～（３）を主たる業務内容とする。

なお、本仕様書で用いている「3 構想区域」及び「6 地域」の区分は次のとおりである。

- ・ 3 構想区域…「1. 県北」、「2. 県央」、「3. 県南」

※「秋田県医療保健福祉計画（令和 6 年 3 月）」の P23 に記載の、県北、県央、県南の三つの二次医療圏と同一の区域。

- ・ 6 地域…「1. 大館・鹿角/北秋田」、「2. 能代・山本/北秋田」、「3. 秋田周辺」、「4. 由利本荘・にかほ」、「5. 大仙・仙北」、「6. 横手/湯沢・雄勝」

※「1. 大館・鹿角/北秋田」、「2. 能代・山本/北秋田」は県北構想区域、「3. 秋田周辺」、「4. 由利本荘・にかほ」は県央構想区域、「5. 大仙・仙北」、「6. 横手/湯沢・雄勝」は県南構想区域に含まれる。

（１）データ分析・評価業務及び「複数案」に対する修正・代替案の提示

県が提示する医療機関の役割分担に関する「複数案」（「別紙 1」に示す、A 案：現在の機能を維持した場合、B 案：医療機関機能別の役割分担を行った場合、C 案：再編・統合を行った場合）について、6 地域ごとに、「別紙 2」の観点から専門的な分析・評価等を行うことともに、地域医療構想調整会議における議論の基礎となる資料を作成・提供すること。詳細は次の①～⑤のとおり。

① 2040年に向けた医療提供体制における課題の整理

- ・ 3 構想区域及び 6 地域ごとに人口動態、疾病構造を踏まえ、2040年に向けた医療提供体制における課題の整理を行うこと。

- ② 「複数案」（A案、B案）に対する分析・評価及び資料作成
- ・ 「A案：現在の機能を維持した場合」及び「B案：医療機関機能別の役割分担を行った場合」の2案について、各地域の現状と課題を整理した上で、「別紙2」に記載の観点から分析を行い、それぞれの案が2040年以降も持続可能であるかを検証・評価するとともに、地域医療構想調整会議における議論の基礎となる資料を作成・提供すること。
 - ・ 「B案：医療機関機能別の役割分担を行った場合」については、分析・評価結果を踏まえ、必要に応じて県提示案への修正・代替案を作成すること。
- ③ 「C案：再編・統合を行った場合」の提示及び資料作成
- ・ 上記①、②の結果を踏まえ、「C案：再編・統合を行った場合」として具体的な機能集約の姿（対象病院、病床数、提供機能等）を検討し、具体案を策定するとともに、地域医療構想調整会議における議論の基礎となる資料を作成・提供すること。
 - ・ 策定に当たっては、「別紙2」に記載の分析の観点を踏まえること。
 - ・ 統合等で立地が変わる場合は、地域のまちづくり計画等も参考に場所の候補地と交通手段の確保方法を併せて提示すること。
- ④ 追加分析
- ・ 地域医療構想調整会議における議論の結果、上記の分析に加えて追加の分析が必要となった場合は対応すること。
- ⑤ その他独自の提案（任意）
- ・ 上記データ分析等を進めていく上で、地域医療に関する専門的知見と研究実績を持ち、また、医師派遣機能をもつ県内大学等と連携した方がより効果的に事業を実施できる場合は、必要に応じて大学等と連携して実施する業務を提案すること。なお、費用が発生する場合は委託金額の範囲内とし、具体的な連携の内容は受託が決定した後、大学等と協議の上で決定すること。
 - ・ これに限らず、業務目的の達成に資する独自の提案がある場合は提案すること。

データ分析に当たっての留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記データ分析にあたり、県が提供するデータは次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ) 病床機能報告・外来機能報告データ ロ) データブック（国から提供されるデータ） ハ) DPCデータ ※県から各医療機関に提供を依頼はするものとするが、全ての病院分が揃わない場合もあり得る 二) その他（分析内容に応じて入手の可能性を検討の上、提供する） <ul style="list-style-type: none"> ・ これ以外の必要なデータは受託者が入手するものとするが、県内の医療機関からデータ提供を受ける場合等は、県は可能な限り協力するものとする。 ・ 原則として県から提供するデータ以外で分析に用いるデータは、信頼性の

高い公的統計等を用い、出典を明示すること。

- ・ データ分析にあたっては、担う役割を変更する病院や影響のある県民に対し丁寧な説明が必要となることに留意すること。
- ・ 県央区域（秋田周辺地域）の急性期拠点を担う病院に関する分析にあたっては、県全体の三次医療需要の動向を踏まえて分析すること。

(2) 地域医療構想調整会議への出席（説明会含め、2.5回程度）

- ・ 地域医療構想調整会議開催のための資料作成を補助するとともに、会議へ出席すること。（※）
- ・ 分析・評価結果を調整会議で提示する際は、専門的見地から補足説明や質疑応答に対応し、地域の合意形成を支援すること。
- ・ 地域医療構想調整会議はウェブでの参加を基本とするが、必要に応じて委託者（秋田県）を訪問し、打ち合わせの上でともに調整会議に参加すること。（3回程度を想定）
- ・ 委託契約締結後に開催する地域医療構想調整会議の構成員を対象としたスケジュールや分析手法等に関する説明会（ウェブ開催）に出席すること。

※ 地域医療構想調整会議の開催時間帯は概ね夕方以降であり、所要時間は全体で1～2時間程度の想定だが、地域医療構想に関係する議題の部分のみの出席を想定。

(3) 報告書の作成

- ・ 6地域ごとに実施したデータ分析・評価の結果及び地域医療構想調整会議における協議内容を踏まえ、3構想区域（県北、県央、県南）ごとに本県における医療提供体制の現状と課題を整理するとともに、各区域ごとの急性期拠点を担う病院を中心とした役割分担など、本県における医療提供体制の方向性等を取りまとめること。
- ・ 報告書は地域医療構想調整会議等において関係者に対し説明することを念頭に置いて作成するものとし、資料の作成にあたっては、関係者が容易に理解できるよう、表現や構成に工夫を施すこと。
- ・ 報告書は、図表・地図等を使用した視認性・判読性の良いものとし、県の求めに応じて、修正・加筆対応を行うこと。

4. 成果物

業務完了後、速やかに以下の成果物を添付のうえ、紙媒体2部及び電子媒体（Excel、Word、PowerPoint、PDF等）一式を県に提出すること。なお、成果物は汎用性・再利用性を考慮すること。

- (1) 新たな地域医療構想策定に係るデータ分析等支援業務委託実績報告書及び精算書（いずれも任意様式）※精算書は、契約金額を上限として甲から乙へ支払う委託料の根拠となるものである。
- (2) 「3. 業務内容」(1)で行ったデータ分析結果
- (3) 「3. 業務内容」(3)に規定する報告書及び会議で提示した資料
※ なお、県との協議資料、データ分析結果、検討会議資料等、業務完了前に必要な資料については、随時提出すること。

本業務により作成された成果品及び業務中に作成した資料の著作権、所有権、利用権等、その他一切の権利は秋田県に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が有する著作物等を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関しては必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

5. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。
なお、想定スケジュールは「別紙3」のとおり。

6. その他

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定める。
- (2) 業務遂行に当たっては、県担当者との定期的な協議を行い、進捗状況を報告すること。
- (3) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。
- (4) 個人情報の保護に十分配慮し、必要に応じて匿名化処理を施し、流出又は損失が生じないように徹底すること。
- (5) 本業務の遂行に際し知り得た情報等については、第三者に漏洩しないよう秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。